

健全化判断比率等の算式について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ・事業繰延額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{（元利償還金＋準元利償還金）－} \\ \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模－} \\ \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}} \text{の3カ年平均}$$

- 準元利償還金の内容
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 一般会計等から一般会計等以外への特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
 - ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額－} \\ \text{（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）} \end{array}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- 将来負担額の内容（イ～チまで加算したもの）
- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する退職手当要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 将来負担額から控除されるもの（リ～ルまで加算したもの）
- リ 地方債の償還額等に充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額（都市計画税）
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額
- ・法適用企業
（流動負債－控除企業債等）＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産
 - ・法非適用企業
歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額
- 事業の規模
- ・法適用企業
営業収益の額－受託工事収益の額
 - ・法非適用企業
営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額